

## 令和4年度 第2回成田市学校給食センター運営委員会議事録

1 日 時 令和5年1月26日（木）12時45分から

2 場 所 平成小学校学校給食共同調理場2階会議室

3 出席者 1号委員 西宮委員  
2号委員 岩館委員・石川委員  
3号委員 京増委員・小田委員

事務局 関川教育長・堀越教育部長・鈴木所長・東主幹・郡司係長・小川主査  
瀬尾栄養教諭

4 傍聴者 1名

5 会議次第

1 開会

2 議題

(1) 中学校3年生及び義務教育学校9年生の生徒並びにひとり親家庭の児童生徒に係る学校給食費無料化の実施について

(2) アレルギー除去食の提供について【報告】

(3) 学校給食センター本所再整備基本設計について【報告】

(4) その他

3 閉会

○委員長（京増委員）

最初に、議題（1）の「中学校3年生及び義務教育学校9年生の生徒並びにひとり親家庭の児童生徒に係る学校給食費無料化の実施について」事務局の説明を求めます。

○事務局（鈴木所長）

中学校3年生及び義務教育学校9年生の生徒並びにひとり親家庭の児童生徒に係る学校給食費無料化の実施について、ご説明いたします。

本市では、令和4年4月から多子世帯における子育てに対する経済的負担の軽減を図るため、市立の小中義務教育学校に通う第3子以降の学校給食費を無料としているところです。

県内市町村においても、県が令和5年1月から第3子以降の公立学校給食の無償化を行う県内市町村に対して、その経費の2分の1を補助する公立学校給食の無償化支援事業の実施に合わせた多子世帯の経済的支援に繋がる同様の取組が開始されました。

また、給食費無償化に関する先進的な自治体の取組として、入学までの費用など教育費が多く掛かる小学校6年生と中学校3年生を対象に令和4年度から給食費の免除を学年単位で実施している段階的な取組、令和5年度からの完全無償化の取組など、子育て世帯への支援の広がりが急速に進んできております。

本市においても、令和5年度から現行の第3子以降の給食費無料化に加え、進路の決定や入学までの費用など、特に経済的負担が大きくなる中学校3年生及び義務教育学校9年生の保護者を対象にするほか、経済的に大きな負担が生じているひとり親家庭の児童生徒を持つ保護者を対象に、子育てに対する経済的負担の軽減を図ることを目的として、当該児童生徒の給食費の無料化を行うものです。

対象者については、市立中学校の第3学年（義務教育学校の第9学年含む）に在学する生徒の保護者であり、生活保護教育扶助費を受給していないこととなります。

また、ひとり親家庭の児童生徒については、市立の小中義務教育学校に在学する児童生徒と生計を一にする配偶者のいない保護者が対象となります。ここで言う保護者とは、児童生徒に対して親権を行う者で、親権を行う者のいないときは、後見人を指します。また、配偶者とは、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含むということで、内縁関係や事実婚は対象外となります。

まとめますと、母親または父親の片方いずれかと、当該児童生徒からなる家庭であることとなります。なお、年度の途中でひとり親家庭となった場合は、給食費無料化の申請月から給食費無料化の対象者とします。

また、生活保護教育扶助費又は就学援助費を受給していないこと、学校給食費の

滞納がないことが条件となります。

2 ページをお願いします。

ひとり親家庭の詳細な内容としまして、祖父母等と同居の場合のひとり親家庭についても給食費無料化の対象内とし、また、母又は父が裁判所から配偶者の暴力による保護命令を受けている場合は、配偶者があっても給食費無料化の対象内としていきます。

対象額につきましては、学校給食費の全額となります。

申請手続きにつきましては、中学3年生及び義務教育学校9年生については、不要とします。また、ひとり親家庭については、毎年、申請を必要とします。ひとり親家庭であることを確認する書類としては、戸籍謄本を予定しております。これについては、給食センターで対象の可否を判断するために、基本的に戸籍謄本で判断できるような制度としております。あわせて、事実婚ではない宣誓書や市が保有する情報を利用し、または関係機関に照会をすることの同意書をいただくことを考えております。

3 ページをお願いします。

スケジュールにつきましては、昨日の教育委員会 会議定例会を経まして、本日の学校給食センター運営委員会会議。2月は、3月議会定例会（歳入補正予算、委員会報告等）を経て、3月は、校長会議（連絡事項）及び市立小学校、中学校及び義務教育学校に通う児童生徒の保護者へお知らせ（周知）を行います。

4月から中学校3年生及びひとり親家庭の児童生徒の給食費無料化の実施してまいります。4月から無料化の対象となる申請の締め切りは、第3子以降の無料化の時と同様のスケジュールで、5月の第2週目頃を予定しております。

次に、影響額については、中学3年生及び義務教育学校9年生の給食費無料化は、令和5年度（予算見込み）歳入 学校給食費負担金 約△7,100千円（対象想定人数1,215人）全体の12%、ひとり親家庭の給食費無料化は、令和5年度（予算見込み）歳入 学校給食費負担金 約△2,500万円（対象想定人数447人）全体の4%となります。

また、現在実施している第3子以降の給食費無料化の令和5年度（予算見込み）歳入 学校給食費負担金 約△4,900万円（対象想定人数907人）全体の9%、全体を合わせますと25%となります。

また、第3子以降の無料化については、県補助金 約2,500万円を見込んでおります。

施行日は、令和5年4月1日となります。

以上、説明とさせていただきます。

○委員長（京増委員）

ただいまの件につきまして、ご質問等がございましたらお願いします。

○西宮委員

ひとり親家庭の定義ですが、離婚が成立していないが、実際は、母と子だけで生活している場合は、どうなりますか

○事務局（鈴木所長）

個別に様々な事情がありますが、給食センターで対象の可否を判断するため、基本的には戸籍の情報にて判断していく形となります。ただし、配偶者の暴力による保護命令を受けている場合には、対象としております。

○委員長（京増委員）

給食費を滞納の場合は、無料化に対して影響はありますか。

○事務局（鈴木所長）

ひとり親家庭の場合は、給食費の未納がある場合は対象外となります。第3子以降無料化の時は、直前で振替不能があった場合、すべてお支払いいただけていることもあり、ひとり親家庭の場合も同様に行ってまいります。

○委員長（京増委員）

具体的に給食費の滞納率と今回の無料化に伴う対応はどうか。

○事務局（東主幹）

年間の給食費収納率は98%後半、未納者数は450名程度となっております。

第3子以降無料化の場合では、未納がある場合は対象外となるため、事前に臨戸徴収等でお知らせをさせていただいた方が40名程度おりました、多くの方にお支払いいただいております。今回のひとり親家庭についても同様に、未納分のお知らせをしながら、漏れなく無料化を受けられるように行ってまいりたいと考えております。

（議題1 中学校3年生及び義務教育学校9年生の生徒並びにひとり親家庭の児童生徒に係る学校給食費無料化の実施について 承認）

○委員長（京増委員）

次に、議題（2）の「アレルギー除去食の提供について」事務局より報告をお願いいたします。

○事務局（鈴木所長）

アレルギー除去食の提供について、ご説明いたします。

まず、各共同調理場において、アレルギー除去食の対応状況について、ご報告いたします。前回7月7日の第1回運営委員会において、7月に個別面談を実施し、10月に卵アレルギー除去食を実施する予定であるのご説明させていただきました。

アレルギー除去食の提供を希望する保護者と学校、センター職員を含め、面談を行いました。その後、10月から除去食の提供を開始しており、提供人数は、公津の杜小共同調理場において、公津の小学校で2名、新山小学校で1名、あわせて3名、本城小共同調理場において、本城小学校で1名となり、合計4名となっております。

なお、本城小共同調理場の配食校である三里塚小の1名が来年度4月から除去食の提供を行う予定となっております。また、除去食の提供がなかった美郷台小共同調理場においては、現状の提供可能な卵除去食と保護者が希望される卵に加え、複数のアレルギーをお持ちのため、今回は安全性の関係もあり、提供できなかった状況となっております。美郷台小調理場においては、現状は除去食の試し調理を定期的

に実施するなど、除去食が提供できる体制をとっている状況です。また、公津の杜小共同調理場においても、希望者がおりましたが、アレルギーの症状が改善されて、通常どおり給食を食べられるようになったと、良い方向のケースとなりましたので、こちらも除去食を提供しておりませんが、ご了解願います。

加えて、今回の会場である平成小共同調理場では、9月から完全給食を開始したところで、通常食についてはトラブルなく実施されており、またアレルギー除去食についても現在、準備を行っている状況であります。

それでは、(2) アレルギー除去食の提供についてご覧ください。

まずは、調理場内での特別調理室において、調理を行い、学校側へ引き渡すまでの様子を動画にてご説明いたします。

(本城小共同調理場の調理の様子について、動画にて説明)

最初に本城小共同調理場ですが、全て専用容器で提供する形になります。今回は、中華風コーンスープから卵抜きのコーンスープとなります。除去食を調理する調理員は、エプロンの色を変えており、調理器具も分けて調理しております。通常食で作っている大きな窯から卵を加える前のスープを取り分けます。これを、アレルギーの特別調理室へ運び、調理を行います。通常食については、除去食分を除いた後に、卵を入れております。来年度から、会計年度任用職員（栄養士）の配置を予定しておりますので、より安全な体制で実施してまいります。

全て専用容器の方式の場合は、除去食を含む全てのおかずを専用容器に入れて提供することになります。なお、公津の杜小共同調理場では、除去食のみを専用容器に入れて提供し、それ以外は、通常食と同様に教室で配食する形になります。除去食の工程は変わりませんが、除去食以外の提供方法について、現在、どの提供方法がよいか検証している状況であります。全て専用容器の場合は、安全面を考慮した一番基本の対応となります。各段階でチェックを行い、誤りがないように対応していくこととなります。

次に、資料の4. 除去食の提供方法についてからご説明します。

①公津の杜小共同調理場については、除去食のみを専用容器で提供します。また、

②本城小共同調理場については、給食の全日程を除去食のある日やない日に関らず、全て専用容器での提供となります。

次に、7. 除去食の受け渡しについてご覧ください。

①配膳室では、配送員が除去食を配膳室へ届け、配膳員が受け取り、除去食受け渡し確認表に記入（時間、配送員名、受取名）します。その後、除去食を職員室へ届けます。

②職員室では、学校長等が確認し、除去食受け渡し確認表に名前を記入します。また、職員室での保管場所を目が届く場所にすることや学校長不在時は教頭、養護教諭等が受け取ることを決めております。職員室や教室において、除去食がある日がわかるような張り紙やアレルギー用の献立表を目立つ場所に貼っております。

③職員室から本人への受け渡しについては、本人が職員室にて受け取る際に、学校長が除去食の名前を確認してから、除去食受け渡し確認表とともに、教室に持ち帰ります。

④教室では、学級担任と本人が除去食の内容を確認し、除去食受け渡し確認表に教職員の名前を記入します。

なお、公津の杜小では、通常食の食缶について、卵が入っている場合は、除去食を食べる本人に配食しないように「卵の入っている」黄色の札をつけて注意喚起を行っております。学級担任、本人、給食当番、クラスの児童がわかるような形となっております。こちらのメリットとしては、除去食以外の部分が通常食と同じ食器となることや、おかわりができるなどが挙げられます。

⑤喫食後、本人が除去食の専用容器を職員室の教職員へ手渡し、返却します。

⑥職員室から配膳員が除去食の容器を配膳室へ届け、配送員へ手渡し、除去食受け渡し確認表にチェックをして終了となります。

アレルギー除去食の方法については、現在検証中の1. 除去食のみを専用容器で提供と2. 全て専用容器での提供に加えて、第3案として、除去食の提供のある日は全て専用容器とし、除去食の提供がない日は、通常食で食べる形という案が栄養士会から提案されております。今後、3つの提供方法の中でどの方法がよいか、安全性や

保護者、児童生徒にとってよりよい方法を検証してまいりたいと考えております。

次に、8. アレルギー除去食の提供体制の強化についてであります。令和5年度は、会計年度任用職員の栄養士2名の配置を予定しており、アレルギー除去食の提供体制の強化を行うとともに、きめ細やかなアレルギー対応を推進してまいります。

最後に、資料戻りまして、6. 除去食の具体例についてであります。スープの場合ですと卵を除いて提供が可能となりますが、例えば、卵が含まれるデザート タルトなどの場合ですと、複雑な工程になりますので、令和4年度については、安全性を考慮して提供しないこととしてきましたが、人員が増えて作業に慣れてくることにより、除去食の内容を工夫して提供できる日を増やしてまいりたいと考えております。

以上、説明とさせていただきます。

#### ○委員長（京増委員）

ただいまの報告につきまして、ご質問等がございましたらお願いします。

#### ○小田委員

公津の杜小の配膳について、除去食は専用容器となり、卵以外のものは、教室で給食係が配膳することになります。注意する点は、間違いがないようにするために、学級担任と給食係を含め、クラスみんなが把握できるようにしてお聞きしました。除去食以外は、おかわりができることや、食器が通常食と同じということで、メリットとしてよいと思います。

本城小の配膳については、毎日、全て専用容器のため、安全面で間違えることはないため、保護者にとっても安心だけれども、ただし、おかわりができないということで、どちらも、メリット・デメリットがあり、悩ましいところだと思います。

先生や児童生徒さんによく気を付けていただき、卵が入っているものは、本人に配膳しないこと、また、おかわりの時、卵が入っているものは、おかわりをしないようにすることが必要なため注意する点だと思いました。先ほどの、第3案もよいのかなど思いました。提供方法についての感想でした。



○委員長（京増委員）

子どもの思いもありますが、やはり事故もあってはいけないということもあります。まだ、試行錯誤して色々と検証している段階であります。また新しいアイデア等ができれば、より良いやり方を決めていくことになろうかと思えます。

○委員長（京増委員）

除去食は、食器に移し替えはするのですか。

○事務局（鈴木所長）

基本的に、通常食の食器には入替はしません。学級担任の確認や本人も自覚をしてもらって、クラスの間みんなも見てもらって間違いがないようにしております。

○委員長（京増委員）

子どもの意識の持ち方もあると思えます。小学校 1、2 年生の場合だと難しいと思えますが、自分が食べてよいものと食べていけないものを認識ができるようになること、また、クラスの間みんなが関わり、きちんと除去食として、区別しなければならないということは、教育的な面からも、こういうことがあってもいいのかなと思えました。

ただ、安全が一番大事で、どちらを優先するという事はないですけれども、時間をかけながら、そこら辺は見極めていただければと思えます。

○小田委員

第 3 案の除去食の提供のある日は全て専用容器で配膳して、除去食の提供がない日は、通常食で食べるパターンを含め、今後、統一されていくのですか。

○関川教育長

現在、2 つのやり方を検証しており、1 つは公津の杜小において除去食のみを専用容器で配膳し、それ以外は、全て通常食の食器で配膳するやり方です。その場合は、本人が、これは食べてはいけないものであるという自覚を深める、周りの子どもこの子には、卵は配膳してはいけないと周りの子ども知ることになる。将来的には、自分

が自立した時に、自分で選んで食べるようにならなければいけないので、これをきっちりできるようになれば、良い育ちができるようになると思います。毎回、全て専用容器にて配膳すると段々と抵抗がでてくるのではないかと思います。おかわりをして、もっと食べたいのに食べられないと制約が大きくなってしまいます。その両方のいい面の折衷案といいますか、除去食の提供する日だけ、専用容器というのは、栄養士会の方から提案されたものです。この3つについて、どれか本来あるべき姿なのか検証しているところであり、今後、やり方を統一していきたいと考えております。

○委員長（京増委員）

引き続き、検証をしていただいて、次回の会議で報告していただければと思います。

○委員長（京増委員）

次に、議題（3）の「学校給食センター本所再整備基本設計について」事務局から報告をお願いします。

○事務局（鈴木所長）

学校給食センター本所再整備基本設計について、ご報告いたします。

A3判の資料をご覧ください。

建築後、48年が経過する学校給食センター本所については、学校給食施設整備計画及び学校給食センター本所・玉造分所再整備基本計画に基づき、愛光園跡地への移転再整備を進めておりますが、本年度作成しました基本設計について、ご報告をさせていただきます。なお、作成にあたりましては、玉造センターに勤務する栄養教諭の意見を十分に取り入れさせていただきました。

1 ページ計画概要の1. 基本方針ですが、5つの基本方針に基づいて、本所の再整備を行うこととしております。(1) 食物アレルギーへの対応、(2) 温かい給食の提供、(3) 食育の推進としており、学校給食施設整備計画の中でも共同調理場を整備する3本の柱ということで基本方針としております。

食物アレルギーの対応については、調理中のアレルギー物質の混入対策を講じたアレルギー特別調理室を設けることになっております。また、温かい給食の提供については、調理後 2 時間以内に給食を提供するために、効率的な施設の配置をしております。食育の推進については、調理の過程や食育の知識を得ることができるような映像設備を備えるような計画としております。これまでの共同調理場については、敷地の都合から 2 階建てで、見学スペースは 2 階から見られるようになっておりましたが、再整備する本所については、ほぼ平屋建てになりますので、一部調理場を見ることができますが、色々な場所の調理室については、カメラ映像で見られるように計画を進めております。

次に、基本方針 (4) センター方式の導入となっております。(5) 近隣環境への配慮についてありますが、敷地の南側に民家が多くあるため、騒音・振動を考慮して西側の道路から進入路を配置する形になっており、また敷地周辺には、緩衝緑地を設けて、匂いや騒音など近隣住居への影響を可能な限り少なくするような計画としております。

次に 2. 設計概要であります。主なところで、構造規模が鉄骨造・2 階建（調理委託業者 事務室部分が 2 階）、延べ面積が約 2,200 m<sup>2</sup>、調理能力が 2,500 食を予定しております。右側の写真 3. 敷地現況写真となります。撮影位置①から⑥を下段にて記載しております。

次に、2 ページをご覧ください。

4. 配置比較検討になります。スロープを西側に配置する A 案と南側に配置する B 案を検討しました。配送車の動線や埋設管の距離が短くなることを念頭に検討を行いました。検討した結果、インフラの水道管やガスを配管する関係もあり、なるべく南側の道路付近であり、スロープを A 案の西側に配置した方がよくなります。スロープを西側に設置した方が、埋設管の敷設距離を短くなり、コストも低く抑えられることや、配送車の動線、歩行者の動線、駐車場の台数などを考慮すると西側にスロープを設置した方がよい結果となりました。

次に、5. 配置計画であります。主なところで、建物形状は、施工性・建設コスト・

メンテナンス性等を考慮し、出来るだけシンプルな正形となるように計画する。建物の位置は、敷地形状・周辺道路との接続を考慮の上、建物の周りを大型車両が通行できるよう敷地の中央に配置する。屋外設備はインフラとの接続を考慮して敷地南側にまとめて配置する。植栽は建物周辺を避け、周辺道路に面した法面の部分に設けることによって衛生面に配慮した計画とするとしております。

3ページをご覧ください。

6-1平面計画の1階部分になります。主なところで、調理室は、2,500食対応の調理場とし、効果的に配置することで、効率の良い食品動線及び調理員動線を計画する。平面図の右側から食材が搬入されて、下処理、中央部分で調理され、左側から配送される流れになります。また、汚染区域と非汚染区域、事務エリアなど、各エリアは衛生度区分によって明確に区分して計画する。施設出入口は、調理員用と来客者用で明確に分離し、人の交差を無くすことで衛生面に配慮した計画とする。事務室は、食材の搬入業者や来客者などの敷地内入場が確認できる位置となるように計画する。検収室と下処理室は食材ごとに明確に分離した計画とする。洗浄室は建物北側に配置し、回収から収納までの流れを効率良く行える配置とすることで汚染の拡散防止に配慮した計画とするとしております。

次に、4ページをご覧ください。

6-1平面計画の2階部分になります。当初は、平屋で計画しておりましたが、調理委託業者の事務室が1階に収まらないため、2階に予定しております。なお、市職員の事務室については、1階に配置します。

以上、説明とさせていただきます。

○委員長（京増委員）

ただいまの報告につきまして、ご質問等がございましたらお願いします。

○委員長（京増委員）

具体的に工事が始まるのは、いつになりますか。

○事務局（鈴木所長）

本年度は、基本設計を実施しまして、来年度に実施設計を進め、令和6年度、7年度で工事を行い、令和8年度に供用開始を予定しております。

○委員長（京増委員）

最後の議題（4）の「その他」に移りたいと思いますが、事務局からお願いいたします。

○事務局（鈴木所長）

その他として、資料はございません。下総みどり学園における箸の提供開始について、ご報告させていただきます。

これまで、下総みどり学園について、箸についてはご家庭から持参しておりました。下総町時代から少なくとも30年以上前からと思われませんが、ご家庭から箸を持ってくる取り組みを行っておりました。取り組みの当初は、教育的な観点から行っていたと思われませんが、学校からの要望やご家庭の負担もあることから、来年度から箸を提供するようになっています。箸の対応が変更となりますので、ご報告させていただきます。以上となります。